

第 4 回 羽村市使用料等審議会会議録

- 1 日 時 令和 8 年 6 月 23 日 (火) 午後 2 時 00 分～午後 3 時 30 分
- 2 場 所 市役所東庁舎 4 階 特別会議室
- 3 出席者 【会長】金子 憲
【職務代理】小島 昌夫
【委員】本田 文栄、小山 洋子、竹内 潤三、堀江 秀徳、梅山 政尚、
長谷川 江里子、小山 愛
【事務局】河野企画部長、大武財政課長、尾嶋主査、小山主任
【説明員】杉山上下水道部長、本橋上下水道業務課長、井上上下水道設備課
長、小山係長、土方主査
- 4 欠席者 沖倉 美枝
- 5 議 題 (1)水道料金の適正化について
(2)指定給水装置工事事業者指定事務手数料
(3)設計審査・工事検査事務手数料
(4)消防演習の立会い及び給水装置の適合確認手数料
- 6 傍聴者 なし
- 7 配布資料 別紙のとおり
- 8 会議内容 下記のとおり

-----開会-----

【事務局】

定刻になったので、ただいまから第 4 回羽村市使用料等審議会を開催する。

なお、本日は沖倉委員が欠席であるが、羽村市使用料等審議会条例第 5 条第 3 項に規定する定数に達しており、審議会が成立していることを報告する。

【会長】

ただいまから、第 4 回羽村市使用料等審議会を開催する。

本日は、水道料金をはじめ、4 件の使用料等が議題となっている。

特に、水道料金は、住民生活に不可欠な水道サービスを将来にわたり安定的に提供していくための基礎的な財源であり、あわせて、施設の老朽化対策や管路の耐震化など、水道事業が抱える課題に対応していく上でも重要なものである。

そのため、本日の審議においては、現在の料金水準の妥当性に加え、水道事業を取り巻く現状や将来にわたる課題も踏まえ、総合的な観点からご議論いただく必要がある。

委員各位におかれては、前回に引き続き、それぞれのお立場や知見を踏まえ、忌憚のないご意見を頂くとともに、幅広い観点から活発かつ有意義な議論をお願いする。

1 審議事項

(1)水道料金の適正化について

【会長】

審議事項(1)「水道料金の適正化」について、所管課から説明をお願いする。

【説明員】

…(資料 1、別紙 1～10 について説明)

【会長】

ただいまの説明について質問はあるか。

【職務代理】

一般家庭において一番多い口径と使用水量を確認したい。

【説明員】

令和 7 年度末の状況で回答すると、口径は 20 ミリメートルで割合は 72 パーセント程度となっている。使用水量については、口径の大小にかかわらず 41 から 60 立方メートルが最も多く、次いで 31 から 40 立方メートル、61 から 100 立方メートルの順番となっている。

【委員】

別紙 6-1 に記載された「その他の営業収益」の内容を確認したい。また、委託料について、具体的な金額を記載しているが、この算出根拠について確認したい。

【説明員】

「その他の営業収益」の内容であるが、別紙 6-1 欄外にある用語解説に記載している。具体的には、消火栓の維持管理に伴う水道事業への負担金や給水装置工事事業者指定登録等手数料などの手数料収入が主なものである。

また、委託料の算出根拠であるが、今後予定している施設維持管理等に係る経費を見込んだものであり、具体的には別紙 8 の右表に記載した内容となっている。

【委員】

別紙 7 の令和 10 年度計画において、送水管布設費及び固定資産購入費が 0 となっている。また、配水管布設費は計画額が大きくなっているが、この理由を確認したい。

【説明員】

送水管については、令和 7 年度から令和 9 年度までの 3 か年で二重化事業を行っている。次回の実施予定は令和 11 年度以降となるため、令和 10 年度は費用の計上を行っていないものである。

配水管布設については、施設改良費とのバランスを見ながら実施しているため、年度ごとに増減が生じている。

固定資産購入費については、水質検査用機器など順次更新していくこととしているが、令和 10 年度においては更新の予定がないため、費用の計上を行っていないものである。

【委員】

別紙 3 と別紙 4 を比較すると、人口の減少割合と使用水量の減少割合がリンクしていない。人口減少と使用水量の減少は相関性がないという理解でよい。

【説明員】

人口減少は、使用水量減少の大きな要因となっているが、それ以外にも大手企業の撤退や工場内の井戸水を使用していることなどもあげられる。そのほか、市民の生活スタイルの変化や節水意識の高まり、節水機器の普及など、様々な要因により使用水量が減少していると捉えている。

【委員】

先ほど質問した委託料の算出根拠についてだが、物価の上昇率等を考慮した試算となっているのか確認したい。

【説明員】

委託料や工事請負費など、経常的な支出がある業務については、前年度と同額で試算しており、新規に実施する業務については、新たに見積もり、積算を行っている。

しかしながら、全ての経費の試算を前年度同額としている訳ではなく、物価上昇率など一定の割合を見込んでいる経費も存在している。

【委員】

独自に水道事業を実施していることは羽村市の魅力であると捉えているが、水源となる井戸水は今後も安定的に供給されるのか。また、東京都から水道事業の統合に係るアプローチがないのか確認したい。

【説明員】

現在、東京都内においては、羽村市、武蔵野市、昭島市が独自の水道事業を展開している。他自治体においては、高度成長期における人口増加に対して、自前の水源だけでは賄えないことから、東京都の支援を受けながら運営してきたものの、最終的には東京都の水道事業への統合を選択してきた経緯がある。

市においても、平成 12 年に東京都から統合に係るアプローチがあったが、人口が増加していたこともあり、その話を断った経緯がある。

しかしながら、東京都水道局が管理する水道管の耐震管率は 50 パーセント以上であるのに対して、市の水道管の耐震管率は 10 パーセント程度と大きな差が生じている。また、技術職人材の確保状況についても、大きな差が生じている。

このような課題があることから、今年の 1 月に東京都へ対して今後の統合に向けた要望を行っているところである。統合が何年先になるか、現時点ではわからないが、水道は重要なライフラインであるため、安全な水道水を提供するため取り組んでいるところである。

水源となる井戸水については、事業認可を受けた当時よりも水位が下がっているといったことはない。ので、安心していただきたい。

【委員】

市の水道事業は全て直営で職員が業務を行っているのか、確認したい。

【説明員】

水道事業に係る市の職員は 13 人おり、料金徴収や設備維持管理などの業務は委託を行っているが、工事発注や施設管理は直営で実施している。

【委員】

設備維持管理などの委託料は本資料に含まれているのか。

【説明員】

電気設備点検や膜ろ過施設点検などに係る委託料については、本資料に計上している。

【委員】

他自治体では電気設備点検など、資格を持った職員が対応していると認識しているが、市にはそのような職員がいないのか。

【説明員】

現在、電気関連の資格を持つ職員は 1 人しかいない状況である。これまでも資格を持つ専門職を募集してきたが、採用に至っていない現状であり、課題と認識している。

【委員】

市の水道管耐震管率が 10 パーセント程度という説明があったが、今後東京都と統合しないと水道管の耐震化が進まないという認識でよいか。

【説明員】

立川断層において地震が発生した場合の断水率は、67 パーセントとトップとなっている。耐震管率を上げることは喫緊の課題として捉えているが、年間 1 パーセント程度上げるのが限界である。東京都との将来的な統合を視野に入れながら、耐震管率の向上や施設維持管理について、しっかりと取り組んでいく考えである。

【委員】

現行の水道料金で、耐震管率を 100 パーセントまで上げていくことができると見込んでいるのか、確認したい。

【説明員】

耐震化の遅れは市の水道事業における課題だと認識しており、今後整備を進めていくために、令和 7 年 4 月に水道料金を改定している。耐震管率を急激に上げることはできないが、整備を止めずに着実に取り組んでいく考えである。

【委員】

水源からの水の安定供給について心配しているところである。渇水時においてはどのような対応を行うのか、確認したい。

【説明員】

東京都水道局においては、河川の水を水源としているが、市においては地下水を使用している。季節によっては水位が変動することもあるが、河川渇水が生じた際においても、地下水は大きな影響を受けていない。

東京都においては、利根川や荒川から取水できる対策を取っているが、市では東京都水道局からの分水で対応する。

【会長】

令和５年度の使用料等審議会においては、窓口業務、検針業務、収納業務の民間委託を進めるとともに、施設の運営面においては、軽微な施設修繕や部品交換について、可能な範囲で技術職の職員が対応するなど、経費削減を図っていくとの説明があった。

また、資料１の最終ページには、「一層の業務効率化や経費削減などの経営努力に取り組む」と記載されている。

そこで確認したいのは、次の２点である。

第１に、こうした経営努力について、現在、具体的にどのような取組を実施しているのか。

第２に、それらの取組によって、実際にどの程度の経費削減や業務効率化の効果が生じているのか、という点である。

単に「経営努力に取り組んでいる」という説明にとどまるのではなく、令和５年度以降、これまでに実施してきた取組について、その具体的な取組内容と、その取組によって得られた経費削減や業務効率化の効果を、具体的に示して頂きたい。

特に、取組ごとに、委託費や人件費などの削減額・削減率、業務時間の削減、職員の負担軽減などについて、実際の効果を、数値を用いて具体的に説明して頂きたい。

【説明員】

これまで職員数の削減や収納業務の民間委託、会計システムの共同運営、施設修繕の直営実施を行うことで経費の削減を図ってきたところである。

今後は、DXによる業務効率化、維持管理コストの削減、施設の更新に併せたダウンサイジングを検討する考えである。

【会長】

これまでの議論を総括し、水道料金の適正化について、使用料等審議会としての意見を取りまとめる。

羽村市は、令和７年４月に水道料金の改定を行っている。このため、今回示された財政シミュレーションによると、当該改定を反映した令和１３年度までの財政推計において、資金保有額に不足を生じることなく、水道事業会計は健全な財政状況で推移することが見込まれている。

以上を踏まえ、現行の水道料金については、現時点では改定を行わず、据え置くことが適当であると判断する。

一方、羽村市の水道事業においては、水道管の耐震化率が低い状況にあることに加え、水道施設の老朽化が進行していることなど、将来にわたり安定的な給水を確保する上で、引き続き取り組むべき課題がある。

このため、今後、これらの課題に適切に対応していくためには、事業の効率化や経費削減をはじめとする一層の経営努力を行うとともに、水道管の耐震化や施設の老朽化対策など、水道事業が抱える課題について、具体的な進捗と成果を明確にしながら、計画的かつ着実に事業を進めることを強く求める旨の付帯意見を付すこととする。

以上を、水道料金の適正化に関する使用料等審議会としての結論とする。

この結論について、委員各位の御異議はないか。

【委員一同】

異議なし

【会長】

それでは、水道料金の適正化については、ただいま確認した内容の通り決定する。

以上の結論を踏まえ、使用料等審議会としての答申案を取りまとめることとする。

(2) 指定給水装置工事事業者指定事務手数料

【会長】

続いて、審議事項(2)「指定給水装置工事事業者指定事務手数料」について、所管課から説明をお願いします。

【説明員】

…(資料 2-1～2-3 について説明)

【会長】

ただいまの説明について質問はあるか。

【委員】

令和 6 年度の手数料収入が少ない理由を確認したい。

【説明員】

手数料については、1 件当たりの単価がそれぞれ 1 万円であり、令和 6 年度は合計 47 件に事務件数が減少したため、47 万円の収入となっている。

【会長】

指定給水装置工事事業者指定事務手数料について、使用料等審議会としての意見を取りまとめる。
新規指定及び更新指定のいずれについても、他自治体における手数料水準とおおむね同程度となっている。

また、現行の手数料水準は、「使用料等適正化のための基本方針」において、手数料の受益者負担割合として望ましいとされる 100%に近い水準となっている。

以上のことから、指定給水装置工事事業者指定事務手数料については、現行の手数料を据え置くことが適当であると判断する。

この結論について、委員各位の御異議はないか。

【委員一同】

異議なし

【会長】

それでは、指定給水装置工事事業者指定事務手数料については、ただいま確認した内容の通り決定する。

(3) 設計審査・工事検査事務手数料

【会長】

続いて、審議事項(3)「設計審査・工事検査事務手数料」について、所管課から説明をお願いする。

【説明員】

…(資料 3-1、3-2 について説明)

【会長】

ただいまの説明について質問はあるか。

…なし

【会長】

本件については質問がないため、ここで審議会としての意見を取りまとめる。

本件は、先ほど審議した指定給水装置工事事業者指定事務手数料と同様に、設計審査手数料及び工事検査手数料のいずれについても、東京都内の他自治体における手数料水準とおおむね同程度である。

また、現行の手数料水準は、「使用料等適正化のための基本方針」において、手数料の受益者負担割合として望ましいとされる 100%に近い水準となっている。

以上のことから、設計審査・工事検査事務手数料については、現行の手数料を据え置くことが適当であると判断する。

この結論について、委員各位の御異議はないか。

【委員一同】

異議なし

【会長】

それでは、設計審査・工事検査事務手数料については、ただいま確認した内容の通り決定する。

(4) 消防演習の立会い及び給水装置の適合確認手数料

【会長】

続いて、審議事項(4)「消防演習の立会い及び給水装置の適合確認手数料」について、所管課から説明をお願いします。

【説明員】

…(資料 4-1、4-2 について説明)

【会長】

ただいまの説明について質問はあるか。

【委員】

令和 2 年度から令和 6 年度まで、本手数料に係る実績がないが、これ以前の年度において収入実績があったのか、確認したい。

【説明員】

令和元年度以前の状況について確認したが、履歴がなく詳細は不明である。

【委員】

消防団などが行う消防演習について手数料の支払いが生じるのか、確認したい。

【説明員】

消防署や消防団、町内会等における消防演習が対象となるが、消防団などの消防組織法に基づき設置された消防機関によって行われる演習の際には、手数料を徴収しないこととなっている。

【委員】

給水装置の適合確認手数料について、防火水槽を設置する際においても手数料が生じるのか、確認したい。

【説明員】

給水装置は、水道管から自宅等へ水を引き込む給水管から蛇口等までの総称であり、防火水槽は給水装置に当たらない。

【会長】

消防演習の立会い及び給水装置の適合確認手数料について、使用料等審議会としての意見を取りまとめる。

本件は、いずれも直近5年間における取扱実績がない手数料である。

その上で、仮に事務が発生した場合に想定される行政コストに基づく受益者負担割合は、消防演習の立会い手数料が 97.4%、給水装置の適合確認手数料が 98.5%であり、いずれも「使用料等適正化のための基本方針」において、手数料の受益者負担割合として望ましいとされる 100%に近い水準となっている。

また、東京都内の他自治体における手数料水準と比較すると、現行の手数料は低い状況にあるものの、直ちに改定を要する水準とは認められない。

以上のことから、消防演習の立会い及び給水装置の適合確認手数料については、現行の手数料を据え置くことが適当であると判断する。

この結論について、委員各位の御異議はないか。

【委員一同】

異議なし

【会長】

それでは、消防演習の立会い及び給水装置の適合確認手数料については、ただいま確認した内容の通り決定する。

続いて、次第の2「その他」について、事務局から説明をお願いします。

2 その他

(1) 次回の審議会について

(2) その他

【事務局】

…(次回の審議会について、事務局から説明)

【会長】

本日は、特に水道料金の適正化について、羽村市の水道事業の現状や全体的な構造を確認しながら、活発かつ有意義なご議論を頂き、感謝する。

次回、6月30日に開催する第5回審議会では、中間答申案及び生涯学習センターゆとろぎ使用料について審議する予定である。

次回も引き続き、委員各位の忌憚のないご意見ををお願いします。

以上をもって、第4回羽村市使用料等審議会を終了する。

-----閉会-----